

# 交通災害共済事業施行規則

大阪市民共済生活協同組合

設 定	昭和45年	1月	8日
一部改正	昭和50年	5月	19日
一部改正	昭和58年	5月	19日
一部改正	昭和61年	5月	13日
一部改正	昭和63年	5月	21日
全部改正	平成10年	5月	26日
一部改正	平成16年	10月	1日
一部改正	平成20年	10月	1日
一部改正	平成21年	10月	1日
一部改正	平成22年	4月	1日
一部改正	平成24年	7月	1日
一部改正	平成25年	4月	1日
一部改正	平成25年	7月	30日
一部改正	平成27年	7月	24日
一部改正	平成30年	6月	5日
一部改正	令和元年	10月	1日

## 目 次

第1章 総則（第1条～第2条）	・・・・・・・・・・	1
第2章 交通災害共済事業の実施について（第3条～第16条）	・・・・・・・・・・	1
第3章 雑則（第17条～第18条）	・・・・・・・・・・	4

## 第1章 総則

(総則)

第1条 大阪市民共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は交通災害共済事業規約（以下「規約」）第39条（規則）に基づき、この規則を定めます。

(同居の親族の定義)

第2条 規約第7条（被共済者の範囲）に掲げる同居の親族とは、共済契約者と日常生活において各人の収入、支出の全部又は、一部を共同して計算する者をいいます。

## 第2章 交通災害共済事業の実施について

(共済契約申込者が未成年者の場合の取扱い)

第3条 この組合は、規約第12条（共済契約の申込み及び共済契約申込者の告知事項）にいう共済契約申込者が未成年者の場合には、当該未成年者の法定代理人が同意をした場合に限り、共済契約の申込みを受付けるものとします。

ただし、当該未成年者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者については、この限りではありません。

(短期契約)

第4条 この組合は、共済契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、規約第11条（共済期間）第1項ただし書きの規定により短期契約を締結することができます。

- (1) 共済契約者が、既に締結している契約の解約及び更新によらず契約の残期間について契約口数を増加するとき。
- (2) 共済契約者が、既に締結している他の共済契約の契約満期日に合わせて共済契約を締結するとき。
- (3) 共済契約者が、転出予定日に合わせて共済契約を締結するとき。ただし、この場合の契約満期日は、当該事実が発生する日の属する月の末日とします。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共済契約者の申出によりこの組合が認めたとき。

(共済金の減額)

第5条 この組合は、規約第32条（共済金を減額する場合）第1項の規定により、規約第21条（死亡共済金）及び第22条（傷害共済金）に規定する共済金を20%の範囲内で減額することができます。

(共済金受取人の特例)

第6条 この組合は、規約第8条（共済金受取人の範囲）第2項に規定する相続人がいない場合には、当該被共済者の葬祭を行った者に対し、本来相続人に支払うべき死亡共済金の額の100

分の50に相当する額を支払うことができます。ただし、100万円を限度とします。

(共済金の代理請求)

第7条 規約第28条(共済金の支払い請求)第6項に規定する共済金受取人金の代理人(以下、「代理請求人」といいます。)が共済金を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済金受取人が共済金を請求できない事情の届出書(代理請求人の実印を押印したもの)
- (2) 代理請求人の印鑑証明書
- (3) 医師の診断書又は意見書
- (4) 代理請求人の住民票(続柄が記載されたもの)又は健康保険証の写し
- (5) 共済金受取人との続柄が確認できる戸籍謄本(前号の書類で続柄が確認できない場合)
- (6) 代表者に対する委任状(規約第28条(共済金の代理請求)第7項に規定する者が2人以上ある場合)

(共済金請求書類)

第8条 規約第28条第1項第4号に規定する書類とは、交通事故の形態に応じ、この組合が必要とする以下の書類とします。

- (1) 消防署が発行する傷病者搬送証明書
- (2) 交通事故の相手方との示談書(写し)
- (3) 自動車損害賠償責任保険の支払い通知書(写し)
- (4) 交通災害共済承諾書

(端数処理)

第9条 この組合は、規約第11条(共済期間)第2項に規定する短期契約による共済掛金額及び規約第20条(共済契約の解約、解除、又は消滅の場合の共済掛金の払い戻し)第1項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(治療期間の削減)

第10条 この組合は、規約第22条(傷害共済金)第1項第1号の規定による傷害共済金の算定において、治療期間に1カ月以上の空白期間(治療がない期間 以下同じ。)がある場合には、その期間を当該傷害共済金の算定期間には算入しません。ただし、医師等の指示により、空白期間が生じた場合にはこの限りではありません。

(治療状況報告書)

第11条 共済金受取人が、この組合に共済金を請求する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、規約第28条(共済金の支払い請求)第1項に規定する書類の内、同項第3号に規定する医師等の診断書又は施術証明書を、病院等で発行される領収書・診療明細書・診察券・レシート等入通院日が確定できる書類を添付した治療状況報告書に代えることができます。

- (1) 複数の病院等で治療等をした場合で、当初の病院等で医師等の診断書を取得している場合
- (2) この組合が支払う共済金の額が30,000円以下の場合

(共済金受取人が複数人ある場合の特例)

第12条 規約第8条(共済金受取人の範囲)第3項に規定する者が共済金を請求する場合であつて、規約28条(共済金の支払請求)第5項に規定する提出書類の内、その他の共済金受取人の委任状と全員の印鑑証明書(以下「その他の書類」といいます。)の提出ができない場合には、そのできない理由をこの組合に通知しなければなりません。

2 この組合は、前項の通知を受け、その他の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、本来支払うべき共済金からその他の書類が提出できない者の持分を控除して、共済金を支払うことができます。

(死因が直接的に交通事故とは認定しがたい場合の取り扱い)

第13条 この組合は、被共済者が交通事故により傷害を受け、その直接の結果によらずに死亡した場合で、主治医又は監察医が死亡と交通事故との間に直接的には因果関係はないが、その死因について当該事故が相当な影響を及ぼした旨を記載した意見書を共済金受取人がこの組合に提出した場合に限り、規約第21条(死亡共済金)第2項に定める死亡共済金の50%を支払うことができます。

(複数回の交通事故による傷害にかかる共済金の算定)

第14条 被共済者が交通事故により傷害を受け、その治療中に当該事故とは別の交通事故により傷害を受けた場合は、次の各号のとおり共済金の算定を行います。

- (1) 当初の交通事故により傷害(以下「当初の傷害」といいます。)を受けた部位と、別の交通事故により傷害(以下「別の傷害」といいます。)を受けた部位が同一の場合は、当初の傷害の初診日から別の傷害の初診日の前日までを当初の傷害による治療期間として算定し、別の傷害の初診日から当該傷害の全治の日までを別の傷害の治療期間として算定します。
- (2) 当初の傷害を受けた部位と別の傷害を受けた部位が違う場合は、それぞれの傷害に対し、それぞれの初診日から全治の日までを治療期間として算定します。

(傷害共済金)

第15条 この組合は、規約第22条(傷害共済金)第2項第2号及び第3号に規定する通院及び入院にかかる傷害共済金を支払う場合の算定にあたっては、同一の事故により同じ日に重複して通院又は入院したときは、医療機関を問わず1日の通院又は入院とみなし共済金を算定します。

2 前項の場合において通院と入院が重複したときは、入院とみなし共済金を算定します。

(審査委員会)

第16条 規約第35条(異議の申立て及び審査委員会)第4項に掲げる審査委員会の組織運営については、審査委員会規則の定めるところによります。

### 第3章 雑則

(雑則)

第17条 共済契約申込書、共済契約証書等の様式、その他共済事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定めます。

(改廃)

第18条 この規則の変更および廃止は、理事会の議決をもって行います。

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成22年4月1日施行)

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成24年7月1日施行)

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成25年4月1日施行)

附 則

1. この改正の施行日は、理事長が定める。(平成25年7月30日施行)
2. 第7条(共済金の代理請求)については、平成25年10月1日以降の共済金の支払い請求から適用します。

附 則

この改正の施行日は、理事長が定める。(平成27年7月24日施行)

附 則

1. この改正の施行日は理事会の議決承認を受けた日(平成30年6月1日)
2. 第11条(治療状況報告書)については、平成30年7月1日以降の共済金の支払い請求から適用します。

附 則

この改正の施行日は、理事会の議決承認を受けた後に理事長が定める。(令和元年10月1日)